

別紙 1

令和3年公認会計士試験論文式試験で使用する試験会場の借上げに係る公募要領

1. 件名

令和3年公認会計士試験論文式試験で使用する試験会場の借上げ

2. 目的

令和3年公認会計士試験論文式試験で試験会場として使用する。

3. 試験地

高松市

4. 試験日

令和3年8月20日(金)～令和3年8月22日(日)

5. 使用予定期間

令和3年8月19日(木)午後～令和3年8月22日(日)

6. 受験者数

41名

7. 公募する施設(試験会場)の条件

上記「3. 試験地」に所在する施設で、次の条件を具備している施設とする。

(1) 収容可能人員

原則として、受験者数を収容することが可能な施設であること。

また、最寄り駅から試験会場まで徒歩により移動可能な場所に立地する施設とする。

なお、収容可能人員は、「(2) 試験室の規模・規格」における「受験可能定員」に基づいて算出した人数とする。

(2) 試験室の規模・規格

試験室の規模は、1室当たりの受験可能定員(次の、の条件により算出した定員)を20名から100名程度とし、マイクが使用できる設備が整っていること。また、試験官が受験者を十分監視できる環境で、受験可能定員分の机及びいすが設置されていること。

新型コロナウイルス感染拡大防止及びカンニング等の不正行為を防止するため、受験者の配置は、前後左右1メートルから2メートル程度の距離を空けること。

前後左右1メートルから2メートル程度の距離が取れない場合は、1～2人使用の机では1席を使用し、3人以上の連続した机の場合には、両端の2席及び受験者が隣接しないように間隔を1人以上以上空けて使用する配席かつ前後は1列空けた配席とすること。

試験官が受験者1人1人に問題用紙等を容易に配付できる広さの通路を確保できること。

黒板あるいはホワイトボード等が備え付けられていること。

換気ができる施設であること。(窓の開閉が可能なことや外気を取り入れる換気設備を具備していること。)

### (3) 試験本部室等

試験会場内に、試験室とは別に、試験官の打合せ、試験関係資料の配付・回収等を行うための試験本部室を1室確保すること。

試験本部室の定員は50人程度の規模とし、可動式の机・いすが十分設置されていること。

試験室の予備室は、受験可能定員10人程度以上の試験室を2室確保すること。

試験本部室及び予備室については、黒板あるいはホワイトボード等が備え付けられていること。

### (4) 試験会場の環境

原則として、試験当日、同一会場で他の団体等が実施する各種試験等と競合しないこと及び同一建物内で授業や他の団体等の使用がある場合には騒音等により試験への影響が生じないこと。

試験当日、適正な試験実施に影響を及ぼすような営繕工事等、騒音が生じる作業等を行わないこと。

試験当日、近隣で騒音等試験の適正な実施に影響するような行事等がないことを確認すること。

### (5) 利用時間

施設の利用時間は次のとおりとする。

試験日前日：13時頃～17時(夜間設置のまま)

試験日：8時頃～19時頃

なお、試験前日の準備は、借り上げる全試験室及び試験本部室等とも、利用開始時間から準備が可能であり、準備後は、試験室及び試験本部室等並びに当局が指定する部分については他の団体等への貸し出し等を行わず、設営状態が保持されること。

### (6) 空調設備等

全試験室及び試験本部室等において冷房ができる施設であること。

また、十分な数のトイレがあること。

### (7) 身体障害者への対応

車椅子を利用する者の受験が可能な設備等がある建物を有する施設であること。(身体障害者用のトイレがあること、机が車椅子を利用する者に対応していること等。試験室の位置によってはエレベーター、スロープ等があること。)

( 8 ) 受験者の受付場所等

試験会場内に、受付を1か所以上設置できること。また、受付を行う際の受験者の待機場所として、広場や通路等の十分なスペースがあること。

なお、試験会場内の案内看板の借用が可能であること。

( 9 ) その他

試験当日に、地震、台風等の万一の事態には借用時間の延長に応じられること。

また、冷房設備等、施設のトラブルに対し、即時に対応できる職員が試験前日及び当日に常駐していること。

8 . 応募要領

( 1 ) 応募期間

令和3年6月22日(火) ~ 令和3年7月7日(水)(17時必着)

( 2 ) 応募方法

以下の書類を下記【提出先】まで郵送(書留)又は持参により提出すること。

ア.「令和3年公認会計士試験論文式試験で使用する試験会場の公募申請書」

イ.「指名停止等に関する申出書」

ウ.「誓約書」

エ.申請者の概要が分かるもの(企業概要等)

オ.受験者数についての収容(配席)案

カ.上記収容案の場合の施設使用料を記載した見積書

見積書作成上の留意事項

会場使用料のほか、冷房使用料等の内訳及び施設使用料の総額(税込)を記載すること。

使用施設(試験会場)の平面図を添付すること。

キ.施設使用料の単価表

ク.試験会場としての貸与実績

【提出先】

〒760-8550

香川県高松市サンポート3番33号

四国財務局理財部理財課

電話：087-811-7780(内線331、335)

受付時間：9時から12時及び13時から17時(ただし、閉庁日を除く)

9 . 契約先の決定

公募申請書等の提出後、必要に応じて、電話による照会、追加資料の提出依頼又は施設の見学等を行う場合がある。

審査の結果、上記 7 . に掲げる条件を具備していないと判断した場合は応募を認めないことがある。  
料金が周囲の施設と比較して極端に高額な場合や、公正な取引の秩序を乱すおそれがある場合には、  
応募を認めないことがある。

複数の応募があった場合は、見積合わせを実施し、会計法令の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最も安価な者と契約を締結する。

応募が 1 者であった場合は、見積書の提出を依頼し、会計法令の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で契約を締結する。

#### 10 . 契約書等の作成

契約先決定後に協議する。

#### 11 . 施設使用に係る借料の支払条件

適正に施設が提供された場合、施設使用后、適法な支払請求書を受領した日から 3 0 日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

#### 12 . その他

##### ( 1 ) 受注者への賠償責任等

受注者は、当該業務において受注者の故意又は過失により被った当局等のすべての被害について、賠償責任を負うものとする。

また、受注者は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務において知り得た秘密を厳守しなければならず、本業務終了後についても同様とする。

##### ( 2 ) 定めのない事項について

この要領に定めのない事項については、当局担当職員との協議により決定すること。

以上